

2022 年度事業計画

（法人の理念）

社会福祉法人むくの会は、日本国憲法および社会福祉法、社会福祉事業法に沿って社会保障・社会福祉の充実・発展に努めます。

（施設（保育）運営の基本）

こっこ保育園は、職員の専門性を研磨し保育の質向上に努めるとともに、どの子どもも健康でたくましく、心身共に健やかに育ち、子どもを真ん中に大人達も育ち合う保育を大切にします。

- 子どもたちの「生きる力」を大切に育てます。
- 子ども・保護者・職員の豊かな人間関係を大切にします。
- 子どもの成長に保護者とともにしっかり寄添い保育します。
- 子どものひとみかがやく未来をめざします。
- 職員の保育感と連携を大切に成長できる仕組みと環境をつくります。
- 職員が自主的に仕事のできる仕組みと環境をつくります。
- 子どもの権利条約、児童福祉法を根幹に保育園を運営します。

〈保育方針〉

- ・どの子どもも健康でたくましく、健やかに育つように
- ・しっかり自分らしさを表現し、なかまと共に育つ
- ・誰もが安心して子どもを産み育て働き続けられるように
- ・子どもを真ん中に、大人たちも育ち合う
- ・保育者が健康でいきいきと働き続けられるように
- ・地域と共に、地域の子育てセンターの役割を担う保育園に

〈保育目標〉

- ・しっかり食べ、いっぱい遊び、ぐっすり眠る子
- ・何事にも興味を持ち、意欲的に遊び、自分の思いを表現できる子
- ・豊かな人間関係の中で自分を認め、相手も認められる子

以下に、「法人の理念」と「保育の理念」等に基づいて策定した「保育方針」と「保育目標」をもとに、令和3年度のこっこ保育園の事業計画を具体的に定めます。

尚、それぞれの項目に関連する法人の事業計画に記載の項目も※印として同時に示します。

1 施設運営一 ※〈重点課題〉〈利用者支援計画〉〈地域福祉活動・福祉運動拡充計画〉 〈民主的管理運営計画〉

（1）児童の処遇

ア クラス編成（4月1日）

クラス名	年齢	保育士数	園児数	備考
もみじ	0歳	1	2	
うめ	1歳	2	9	
びわ	2歳	2	12	
もも	3歳	1	13	
ぽぷら	4歳	1	10	
さくら	5歳	1	12	
フリー		1		
加配担当	3、5歳	1		
乳児主任	0歳児担任兼	1		
幼児主任	5歳児担任兼	1		
合計		12	58	世帯数 45

イ 月別保育予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計 297日
25	23	26	25	25	24	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
26	24	27	24	22	26	

ウ 健康管理

保育園では心身ともに健康でそれぞれの順調な発育、発達を保障できるように、日々の健康観察とその対応を熟知し、安全で清潔な生活環境を整える必要があります。これらについては保健マニュアル、感染症マニュアルに基づき行います。特に新型コロナウイルス対応については厚労省発出のガイドラインなどに基づいて行います。

〈具体的には〉

健康診断

内科検診 年2回（5月、10月）

歯科検診 年1回（6月）

検尿検査 年2回（5月、10月）

エ 保育

各組の保育目標、別紙 保育指針、保育計画（年間カリキュラム、月案、週案など）による〈行事〉

保育園では、保育の一環として年間を通して様々な行事を実施します。

行事には入園や卒園、誕生日など成長の節目を祝うもの、節分やこどもの日のような一般的な年中・伝承・季節行事などがあり、日常生活のひとコマとして、子どもたちの生活のアクセントとなり、季節の移り変わりや豊かな四季を印象深く受け止めるものとなるように取り組むほか、子どもたちに日本の伝統的な文化や伝統についても行事を通して伝えていくようにします。

また、日々の保育活動の積み重ねを大事にした運動会などの行事も行い、いずれの行事も、安定した日常の保育とのかかわり合いの中で、生活や遊びがより豊かになるように取り組みます。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた環境で、日常の保育や行事をどのように実施するかについては、その時々状況に応じた取り組みになることから、厚労省や寝屋川市からの対策

やガイドラインなどを基本として、園内での各種会議で検討を加えてよりよい形での取り組みとします。

◆主な行事予定

- 4月 入園進級のつどい、家庭訪問、こどもの日のつどい
- 5月 春の遠足、保育参観、内科健診、検尿、
- 6月 クラス懇談会、幼児保育参観、幼児プール開き
- 7月 七夕まつり、お泊まり保育（5歳児）、夏祭り、乳児保育参観、検便、夏まつり
- 8月 寝屋川まつり
- 9月 お月見会、クラス懇談会
- 10月 運動会、お芋ほり遠足、焼き芋大会、
- 11月 個人懇談、秋の遠足、内科健診、検尿
- 12月 乳児生活発表会、クリスマス会、もちつき大会、就学前懇談会
- 1月 新春のつどい、戎まつり、節分のつどい
- 2月 豆まき（節分）、幼児生活発表会、クラス懇談会
- 3月 ひな祭り、お別れ会、卒園式、入所進級懇談会、5歳児お別れ遠足

◆月例行事：誕生会・身体測定・避難訓練・歯科検診

地域保育事業（赤ちゃん会・遊ぼう会・こっこくらぶ・体験保育）

お弁当の日（9月～5月）

地域校園交流、認定子ども園ひなぎく保育園年長交流

オ 栄養管理

保育園における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのに大変重要な役割をもっています。安全かつ衛生的な食事づくりを基本とし、心身の成長、発達が盛んな子どもに十分な栄養を与える必要があるとともに、「食育」という観点からも子どもにとっておいしく食べることのできる栄養管理（計画）が重要です。

給与栄養目標量の設定にあたっては、身体測定データ（性、年齢、身長、体重、カウプ指数）を整理し、健康状態を把握・評価し、厚生労働省策定「日本人の食事摂取基準（2020年版）（2021.1.15 情報追加）」を活用します。

また、食事の環境を整え、作り方、盛り付け、配膳に工夫を凝らし、食事のマナーや栄養の知識を与え、子どもがおいしく楽しい食事ができるよう職員全員で取り組みます。

昨年度からの新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえでの食事については、子どもたちの食事環境に特に留意して取り組みます。

〈具体的には〉

集団給食施設栄養報告 年12回

栄養素の質、量のバランスを考え献立表を作成

季節の素材を積極的に取り入れ、変化に富んだ献立を作成

給食供給者としての諸管理

カ 安全管理

毎日、子どもが安全でのびのびと楽しく遊び、生活できるように、全職員で安全に対する配慮と行動を実行し「安心・安全保育」に取り組むことを大切にします。

そのため、以下に示すほか「危機管理マニュアル」にそって安全管理に取り組みます。

- ・日ごろから子どもの観察（体調・動き方・息づかい・機嫌・笑い・食べ方など）に努め、個々の子どもやクラス等の集団の特性を十分に把握し、職員共通の理解にしておく。
- ・職員会議などで、起こりうる危険（設備・保育内容など）について討議し、どんな小さな問題点でも、全職員に迅速かつ確実に報告や情報が届くような体制を整備する。
- ・過去の事例や職員の経験などを記録し、資料を残し、再発防止に努める。
- ・子どもの特徴、性格などへの理解を求め、保護者や地域の人々との協力関係を日ごろから築いておく。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに基づく感染防止に、職員と保護者が共に積極的に取り組みます。

〈具体的には〉

- ・交通安全教育
- ・不審者、非常時・災害時の避難訓練（毎月）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する情宣を行うとともに、園での感染情報を職員・利用者で積極的に共有して対応する

（2）職員の処遇

ア 職員構成

園長	1名
主任保育士	2名
保育士	9名
非常勤、パート	15名
栄養士	0名
調理員	4名
看護師	0名
事務員	1名
常務理事	1名
嘱託医	2名（非常勤）

イ 職員配置

	常勤	非常勤
事務所	吉住園長、片岡主任、安達事務員	太田
給食	高木よ	盛、岡本、下川
もみじ	西尾	浦口
うめ	家吉	東口
びわ	織田 藤田	
もも	北川	木谷
ぼぶら	片岡 生田	
さくら	並河	
加配		
フリー	橋本	
乳児主任	家吉	

幼児主任	片岡	
代替		三原 安藤 本尾 白石 小川和
補助		
朝延長		久富、松永、坂本、小川智
夕延長		吉野、宇高、竹中、

***職員採用**

来年度に向けて2名採用、朝夕の短時間職員と昼の保育補助は年度途中で早急に採用する

ウ 健康管理

健康診断 年 1 回（12～1月）

細菌検査 年 12 回

給食、0歳児調乳担当のみ毎月1回。夏・秋全員。

エ 職員会議

運営会議・保育会議・乳児会議・幼児会議・延長会議・給食会議・離乳食会議

クラス会議・アレルギー会議・各クラス会議（毎月1回）

行事会議（随時）行事反省会（随時）前期総括会議、代表者会議

年間総括会議（半年1回ずつ）ほか

*新型コロナ対策として、可能な限りリモート会議で行います。

オ 研修計画

年間研修計画を職員との面談も実施しながら個人別に策定し、それによって具体化します。

例えば、以下に示すような各種会議等が計画の対象となっています。

- 寝屋川市職員研修
- 寝屋川市発達障害児自主研究会
- 全国保育運動連絡会 全国合同集会
- 保育学校
- みんなで保育を考える集会
- 社協主催、各研修
- 園内研修（障害児保育含む）
- リズム研修、太鼓研修
- その他

カ 退職・福利厚生

- 大阪社会福祉協議会従事者共済会加入
- 社会福祉施設職員等退職手当共済加入

2 施設管理一 ※〈施設整備計画〉

(1) 事務関係

ア 管理事務

会計責任者、建物管理責任者、防災管理者、契約責任者 → 園長
 出納責任者、固定資産管理責任者、安全衛生推進者 → 事務員

- イ 児童処遇事務（保育、給食、健康管理）
クラス担任、主任、延長保育担当

（2）設備関係

- ア 固定遊具の設備点検
- イ 調理室業者清掃
- ウ クーラー内部の清掃
- エ 施設構築物8年点検
- オ 建具点検
- カ 屋上防水工事
- キ 防犯対策

（3）備品関係

- ア 備品購入予定 随時
- イ 保育用品購入予定 随時
- ウ 給食用品購入予定 食器など
- エ 固定資産物品購入予定 随時
- オ 新会計ソフトウェア導入

（4）災害対策

- ア 避難訓練
毎月1回
※年1回は消防署立会いで実施します。
- イ 防災設備の点検委託
年1回（内、届け出1回）
- ウ 非常食糧の備蓄
○（全児童数+全職員数）×2食×（1日～2日）分

3 保護者との連携・協力※〈地域福祉活動・福祉運動拡充計画〉〈利用者支援計画〉

子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが健やかに成長するためには、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てにあたれるように、行政、地域、NPO、事業者など、社会全体がそれぞれの役割を担い、連携と協力のうちに子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。

社会全体で子育てを支援していくという視点から、保育園も保護者との連携・協力、地域住民との連携を図りながらその子育てを支援していきます。

新型コロナ対策を行う観点から、保育参観や保育懇談、個人懇談、クラス懇談などのリモート活用も進めていきます。

（1）園と保護者の関係

子どもにとって、保育園も大切な成長の場であることを保護者に十分説明するとともに、保護者がどのような子育て観を持っているのか、また、どのような勤務をしているのかなどを丁寧に聞き取り、保護者に関する理解に努めます。

その上で、保護者とともに子どもの成長を見つめ、喜んだり、悲しんだり、困ったことがあれば

一緒に考えるということを通し、園と保護者とがともに子どもを育てていくという関係をつくっていきます。

(2) 保護者との関係づくりとコミュニケーション

コミュニケーションの基本は、保護者を尊重し、考え方や立場を理解しようとする姿勢です。子育ての主体は保護者であり、子どもへの思いを理解し、保護者の主体性を尊重した上で、子育ての知恵や子どもの見方などを伝えていくことが大切です。

その際、保育園側からの一方的な形にならないようにし、日常的に顔を合わせたときや懇談会などの機会に、保護者のニーズや悩みに耳を傾けるようにします。

園の保育方針や保育の内容は、対話やお便りなどを使い、子どもの成長する姿をともに見守っているという共感的姿勢を保護者にも感じ取ってもらえるように発信します。

〈具体的なとりくみ〉

- ・入園時説明会、クラス懇談会、個人面談、保育参観保育参加、家庭訪問、連絡ノート

(3) 保護者からの意見・要望等

保育に関する意見・要望・苦情は職員および関係機関と速やかに検討して対応します。

結果については、すぐに解決・改善ができる事と、時間がかかる事とを明確にした上で保護に伝え、現状において改善できないことについては、事情と理由を丁寧に説明し、理解していただくよう努めます。

苦情は利用者や地域の住民の視点から発せられているため、園が見落としていた問題を発見できる機会となることも多く、専門職としての自覚を持ち、相手の苦情内容を冷静に聴き、謙虚に受け止めることが大切です。場合によっては、園側の事情を適切に説明することも大切です。

園側の不注意や落ち度がある場合は、誠意を持って対応し、きちんと対策を取ることを約束することが必要です。園での対応を超えた事案等の場合は、その事案の内容によってはこども室と相談の上、解決することも必要です。

〈具体的には〉

- ・ご意見・ご要望（苦情）対応手順書による対応（苦情解決委員会対応を含む）
- ・ご意見・ご要望・ご提案対応報告書の作成

3 地域社会との連携一 ※〈地域福祉活動・福祉運動拡充計画〉

保育園入園の理由が保育に欠けるだけでなく、保護者の養育困難の支援の為というケースも増えてきています。また、子どもの家庭環境、両親の勤務状況など家庭状況の把握が出来にくくなり、預かる園として、子どもの個人対応や保育対応に、困難さをかかえている現状は深刻です。園独自では対応できないケースなどもあり他機関と連携を密に取りながら対応していくことがとても重要です。

〈具体的には以下のように取り組みます〉

地域保育事業の充実、地域新聞の発行、ホームページ、よいこネット、地域自治会との連携、祭や行事での交流、地域小学校・中学校との連携、公共機関との連携、近隣および近郊の幼稚園、保育所など他施設との交流、他園との交流として地域7園交流、ひなぎく保育園交流、たちばな保育園リズム交流

4 職員の業務負担軽減一 ※〈民主的管理運営計画〉

職員の業務の見直しを日常的に行い、事務作業などの効率化のためにパソコンをクラス単位で使

うことが出来るように台数を6台に増やし作業スペースを確保しました。今後さらにW i F iなどのネット環境の充実を行います。

また、業務そのものの見直しについて代表者会議などで検討して職員の意見を聞きながら、その都度すすめていきます。

5 その他一〈利用者支援計画〉

(1) 一時保育（自主事業）、

一時保育実施マニュアルに基づいて実施（別紙 マニュアル）

(2) 延長保育

延長保育実施マニュアルに基づいて実施（別紙 マニュアル）

(3) 障がい児の保育と要配慮児の保育

障がい児保育事業は、心身に障がいがある児童を保育園に入園させ、必要な保育を行うことにより、児童の福祉向上を図ることを目的として行います。

障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、あかつきひばり園や市の発達相談担当者とも連携をとりながら行います。

いろいろな要素で特に配慮の必要な子どもの保育を含めて、子どもの状況に応じた保育を進めるために、家庭との連携を密にし、保護者に寄り添いながら適切な対応と専門家及び関係機関と連携した支援を充実させます。

(4) 地域子育て支援（「こっこ保育園にあそびにきませんか」チラシと「よいこネット」に掲載）

保育園は、日中保育に欠ける子どもを保護者に代わって保育していくことを大きな役割としてしています。しかし、社会的な状況変化の中で、「密室育児」など在宅で子育てをしている家庭の状況が課題となっています。

こっこ保育園は、「地域の子育てセンター」として、家庭で子育てしている親子を対象に、保育園へ遊びに来ていただく取り組みや、公園をお借りし、つどいの広場の方々と出前保育を行っています。

またつどいの広場「こころ」さんなどと協力し地域の親たちが楽しく主体的に子育てできるように、保育園の持つ特性や専門性を活かした支援を、子育て支援担当者(主任)を中心に全職員で行います。

具体的には、以下のような取り組みを実施します。

○赤ちゃん会〈さくらんぼぐみ〉：(1歳ぐらい 月1回)

○遊ぼう会〈りんごぐみ〉：(1歳以上 月1回)

○お誕生日会：(月1回)

○こっこクラブ：(年5回)

○体験保育：(1歳児～2歳児毎で各年齢 応相談)

○プール開放：(7～8月)

○園庭開放：(月～土曜日)

○室内開放：(お誕生会の日)

(5) 食育の充実

食育計画に基づいて実施します。(別紙 食育計画)